

岩手県告示第 464 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 4 項において準用する同法第 28 条第 6 項の規定により、盛岡市小貝沢鳥獣保護区特別保護地区を指定することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成 20 年 6 月 17 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日時 平成 20 年 7 月 9 日午前 10 時から

(2) 場所 盛岡市若園町 2 番 2 号 盛岡市総合福祉センター 3 階小会議室

2 指定しようとする区域 盛岡市小貝沢周辺 101 ヘクタール（別紙図面のとおりに）

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課及び盛岡地方振興局保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。